

オープンカウンタ方式による見積依頼について

随意契約を前提とした見積依頼です。

提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税込み）を提示された事業者を契約相手方といたします。

参加を希望される場合は、以下の留意事項をご確認ください。

<留意事項>

1 見積合せに参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 個人情報保護委員会事務局における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり、指名を行わないこととした者に該当しない者
- (5) (1)～(4)の他、案件ごとに参加資格を設定している場合は、当該参加資格を有している者であること。
例) 令和04・05・06年度全省庁統一資格「役務の提供等」C、D など。設定がない場合は「なし」と記載します。

参加資格設定のある見積依頼に参加資格のない者が提出した見積書、及び見積書に関する諸条件に違反した見積書は無効とします。

2 仕様書等を示す場所、問い合わせ先及び見積書の送付先

個人情報保護委員会事務局総務課会計係
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-1霞が関コモンゲート西館34階
電 話:03-6457-9619 メール:kaikei@ppc.go.jp

※参加を希望される場合は、上記の連絡先に電話またはメールで、「〇〇のオープンカウンタの件」とご連絡ください。担当者より仕様書等をお渡しいたします。

※見積書を郵送する場合は締切日時必着とし、封筒の表に「オープンカウンタ見積書在中」と必ず朱書きしてください。

3 契約の相手方及び契約金額について

提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税込み）を提示された事業者を契約相手方といたします。

見積額は、各案件において特段の指示の無い場合、当該案件の履行に要する一切の費用を含んだ総価（消費税込み）を記載してください。したがって、契約金額は、原則として、見積書に記載されている金額（消費税込み）となります。

4 見積合せ結果の公表について

見積合せの結果については、後日、個人情報保護委員会事務局ホームページに掲載します。

5 契約書等作成の要否について

会計法令等の規定に基づき、契約金額に応じ、指定の請書の徴取又は指定の契約書を作成します(契約金額によっては、請書の徴取又は契約書の作成を省略する場合があります。)

6 その他

- (1) 同価見積があった場合は、予算決算及び会計令第 83 条の規定の例に倣い、「くじ引き」を実施します。
- (2) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積を依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。
- (3) 見積書作成に要した費用等は参加者の負担とします。
- (4) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。